飛鳥地方映像素材作成活用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１　目　　的

四季折々の風景、人々のくらし、イベントの様子など、飛鳥が見せるさまざまな表情を動画で撮影し、映像素材を作成する。組み合わせることにより、観光ＰＲや移住定住ＰＲ等に使用、活用を図る。本件はこの映像素材作成とその活用業務を委託内容とする。

２　業務の概要

（１）業 務 名

平成３０年度　第１号

飛鳥地方映像素材作成活用業務

（２）業務期間

契約締結日の翌日から平成３１年３月３１日まで

（３）業務内容

別紙仕様書とおり

（４）予 算 額

金２，３４０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

支払いは、業務の完了を確認したうえで、一括して支払う。

３　参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

（３）会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。

（４）橿原市、高取町、明日香村から指名停止中でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体等との関わりがないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）業務の実施に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること。

（８）同種事業の受託実績を有すること。

４　参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

５　実施要領等の交付期間等

（１）交付期間

平成３０年４月９日（月）～平成３０年４月１３日（金）

（ただし、午前９時から午後５時まで）

（２）交付場所

飛鳥広域行政事務組合事務局（橿原市企画政策課内）

〒634-8586　奈良県橿原市八木町１－１－１８

（３）交付資料

① 公募型プロポーザル実施要領

② 業務仕様書

③ 参加申込書（様式１）

④ 資格調書（様式２）

⑤ 質問票（様式３）

⑥ 提案書（様式４～様式５及び任意様式）

※ 上記の交付資料は、飛鳥広域行政事務組合のホームページ（http://kikaku04.wixsite.com/ataka）からもダウンロードできます。

６　参加申込書の提出

（１）提出期間

平成３０年４月１６日（月）～平成３０年４月１８日（水）

（ただし、午前９時から午後５時まで）

（２）提出場所

飛鳥広域行政事務組合事務局（橿原市企画政策課内）

〒634-8586　奈良県橿原市八木町１－１－１８

（３）提出書類

① 参加申込書（様式１）

② 資格調書（様式２）

※ 会社概要、同種・類似業務の受託実績を記入してください。

（４）提出方法

持参又は郵送により提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成３０年４月１８日（水）までに到着したものに限り受け付けます。

（５）備　考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行います。

７　質疑及び回答

（１）受付期間

平成３０年４月１９日（木）１２時まで

（２）質問方法

質問票（様式３）に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信してくださ

い。尚、電話、口頭での質問は受け付けません。
ファックス番号　０７４４－２１－１１２８
（飛鳥広域行政事務組合事務局あて）

（３）回答
上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、平成３０年４月１９日（木）にファックスで回答します。

８　提案書の提出
（１）提出期間
平成３０年４月２０日（金）～平成３０年４月２６日（木）
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで）
（２）提出場所
飛鳥広域行政事務組合事務局（橿原市企画政策課内）
〒634-8586　奈良県橿原市八木町１－１－１８
（３）提出書類
① 提案書表紙（様式４）
② 業務実施体制及び実績（様式５）
ア 本業務担当予定者の同種・類似業務等の詳細な実績を記載してください。
※ 担当者の経歴、保有資格、手持業務の状況等を含みます。
イ 同種・類似業務の受託実績を記載してください。
※ 業務内容、契約金額等を具体的に記載してください。
③ 提案書（任意様式）
ア 業務運営体制及び関係機関との連携方法について提案してください。
イ 事業効果を高めるための企画について提案してください。
④ 見積書（任意様式）
（４）提出方法
持参又は郵送により提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成３０年４月２６日（木）までに到着したものに限り受け付けます。
（５）提出部数
正本１部、副本６部を提出してください。

（６）その他
① 用紙の規格は、Ａ４・左綴じとし、文字の大きさは１０ポイント以上とします。
② 業務実施体制及び実績（様式５）を１ページとし、各ページに通し番号を付けてください。
③ 提案書表紙（様式４）には、代表者の押印が必要です。
④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出してください。

9　審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。尚、最高得点を得た者が２者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定します。

審査結果は、概ね７日以内に文書により提案者あて通知します。

10　契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、組合が組合との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

11　契約の解除

契約締結後、契約者について 10 の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受

けたにも関わらず、遅滞なくその旨を組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

尚、10 中 「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12　その他

（１）必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

（２）提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（３）本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。

（４）提出されたすべての書類は、返却しないものとします。

（５）提出されたすべての書類は、飛鳥広域行政事務組合情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となります。

（６）提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とします。

（７）提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めません。

（８）提案書の提出者が１者であった場合は、審査基準による得点が６０点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがあります。

（９）その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとします。

13　スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	平成３０年４月９日（月）～平成３０年４月１３日（金）
参加申込書の提出	平成３０年４月１６日（月）～平成３０年４月１８日（水）
質問票の提出	平成３０年４月１９日（木）１２時まで
質問事項の回答	平成３０年４月１９日（木）
提案書の提出	平成３０年４月２０日（金）～平成３０年４月２６日（木）
審査結果の通知	平成３０年５月上旬
契約の締結	平成３０年５月上旬